

第3章 関係地域の概況

第3章 関係地域の概況

3.1 設定した関係地域及び設定の根拠

札幌市環境影響評価条例第4条第1項及び第5条第1項に規定する環境配慮指針及び技術指針に基づき、関連する既存資料を整理し、関係地域を含む地域を調査範囲とした地域の概況把握を行った。

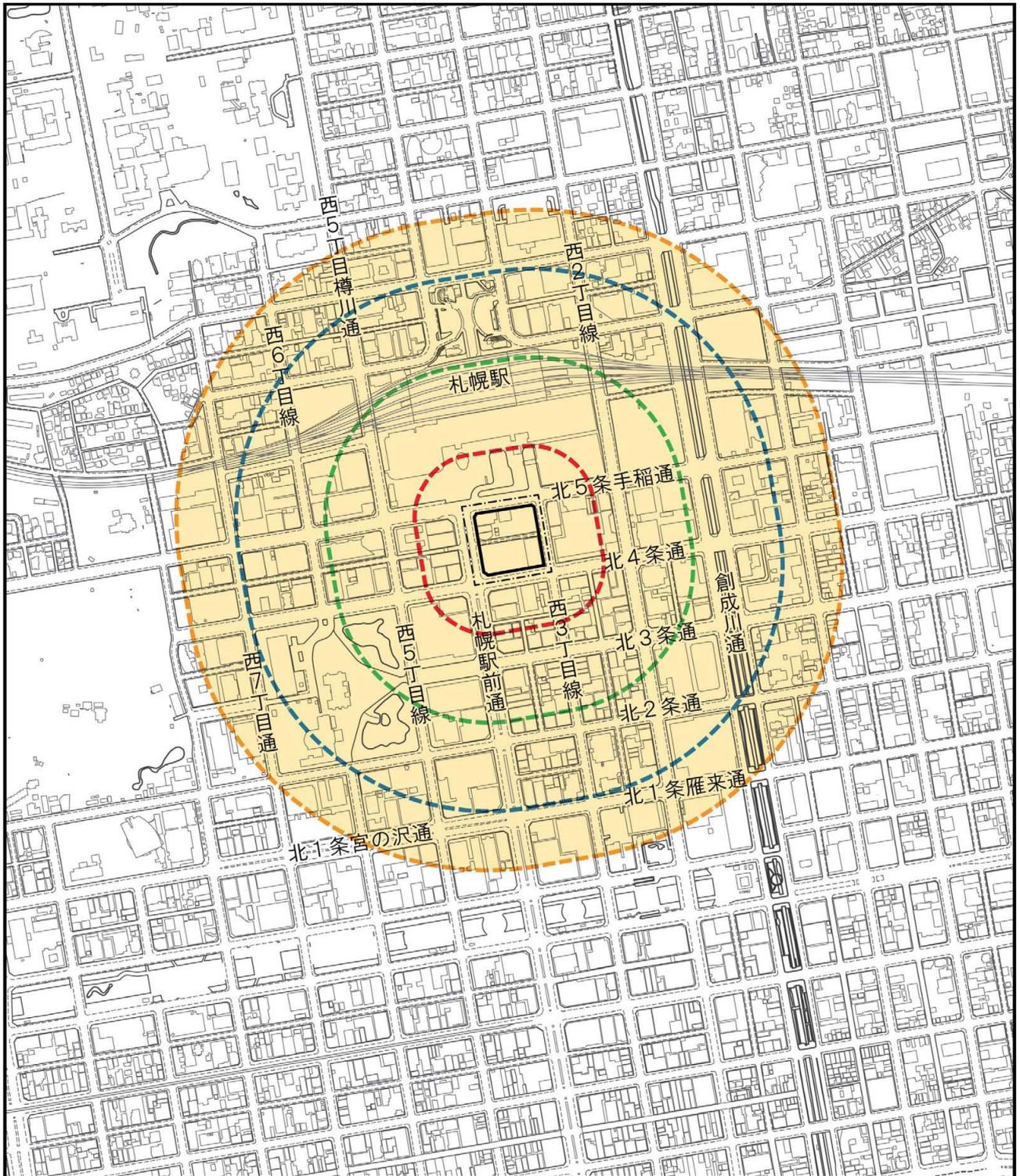
「関係地域」とは、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域である。

本評価書における関係地域は、事業の特性と主な環境要素の想定される影響範囲を踏まえ、表3.1-1及び図3.1-1に示すとおりとした。

表3.1-1 関係地域の範囲及び設定の根拠

環境要素	関係地域の範囲	設定の根拠	備考
大気質	事業区域境界から 100mを含む範囲	事業区域での建設工事等を想定し、 影響があると考えられる範囲を設定	出典資料等に 基づいて設定
騒音			
振動			
風害	事業区域境界から 400mを含む範囲	高層建築物の建設により風速が増 加すると考えられる範囲(計画建築物 の最高高さの2倍の範囲)を想定して 設定	
植物	事業区域境界から 250mを含む範囲	植物相、植物群落及び動物相の一般 的な現地調査地域を考慮して設定	
動物			
生態系			
景観	事業区域境界から 500mを含む範囲	対象の要素やディテールが目につ きやすい領域の視距離として、近景と 称される範囲として設定	

出典：「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所)
「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月 監修 建設省都市局都市計画課)
「自然環境アセスメント技術マニュアル」(平成7年11月 自然環境アセスメント研究会)



凡例

- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 関係地域
- : 事業区域から100mの範囲(大気質/騒音/振動)
- : 事業区域から250mの範囲(植物/動物/生態系)
- : 事業区域から400mの範囲(風害*)
- : 事業区域から500mの範囲(景観)

※: 計画建築物の最高高さ(約200m)の2倍を想定

図3.1-1 関係地域

